

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年2月8日
【四半期会計期間】	第62期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）
【会社名】	亀田製菓株式会社
【英訳名】	KAMEDA SEIKA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 COO 佐藤 勇
【本店の所在の場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382 - 2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 小林 章
【最寄りの連絡場所】	新潟県新潟市江南区亀田工業団地3丁目1番1号
【電話番号】	(025)382 - 2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 小林 章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 第62期第3四半期連結会計期間より、日付の表示を和暦から西暦へ変更しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期 第3四半期 連結累計期間	第62期 第3四半期 連結累計期間	第61期
会計期間	自 2017年4月1日 至 2017年12月31日	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日
売上高 (百万円)	73,957	74,218	99,522
経常利益 (百万円)	3,861	4,540	6,456
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	2,452	3,061	4,110
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,734	3,212	4,638
純資産額 (百万円)	46,102	51,040	48,005
総資産額 (百万円)	75,165	82,103	77,052
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	116.32	145.18	194.95
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.1	60.8	62.0

回次	第61期 第3四半期 連結会計期間	第62期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2017年10月1日 至 2017年12月31日	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	67.15	90.95

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第3四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、以下のとおりであります。

(主要な関係会社の異動)

第1四半期連結会計期間において、LYLY KAMEDA CO., LTD.(カンボジア)を新たに設立したため、連結子会社に含めております。

この結果、2018年12月31日現在で当グループは、当社、連結子会社12社及び持分法適用関連会社3社により構成されることとなりました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、相次ぐ自然災害の発生が各所で懸念要因となるなかで、堅調な企業収益が雇用、所得環境の改善へと波及し、消費マインドには持ち直しの兆しが見られます。一方、米国を中心とした保護主義の台頭が米中貿易摩擦を引き起こし、世界経済の先行きを不透明にしています。

食品業界においては、引き続き、底堅い需要に支えられているものの、国内における人手不足の深刻化や物流費の高騰など、収益の押し下げ要因が顕在化し、厳しい経営環境が続いております。

こうした状況下、当グループは、2018年度からの新中期経営計画を発表いたしました。食品業界を取り巻く環境変化を踏まえ、“美味しく からだに良いものを選び、食べ、楽しむ、健やかなライフスタイルへの貢献”を示す“Better For You”の観点からお客様価値を提供し、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を追求しております。

2023年度までの中期経営計画期間においては、海外事業および国内食品事業を中心とした「事業領域の拡大」と、国内米菓事業のブランド集約、ポートフォリオ強化および製造原価改善を中心とした「コスト・収益構造の転換」、そして、それらの取り組みを支える「経営基盤強化」の3つを戦略の柱としております。2030年度には、“あらね、おせんべいの製菓業”から“Better For Youの食品業”へと進化すべく、2023年度までの長期視点での構造改革を実行し、スピードを上げて持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

新中期経営計画の初年度である2018年度は、「ブランドを軸とした需要創造、生産・販売部門一体となった原価低減」、「北米事業の生産基盤構築と成長戦略の推進」、「クロスボーダー取引拡大に向けた基盤整備とアジア現地市場開拓の継続」、「Better For You食品等新事業への経営資源投入」を重点施策として取り組んでおります。

国内米菓事業については、中長期視点に基づいたブランド育成に取り組んでおります。各ブランドの成長ポテンシャルに応じて経営資源を配分するとともに、効率性重視の観点から製品アイテム数を削減、適正化し、主力ブランドの定番商品の販売活動に注力することで収益性の向上を図りました。加えて、一部製品においては、主原料価格の上昇を踏まえ、期初に内容量の改定を行う等の対応策を講じました。また、トレンドや季節に合わせた味の展開、購買層や米菓食シーンの拡大を図るため、食べやすさ等の利便性を高めた商品の発売を通じて需要喚起を図るとともに、プロモーション強化の一環として「亀田の柿の種」を料理や調味料として楽しんでいただくためのツールとして「FURIKAKIX(フリカキックス)」の販売や、SNSの活用、eコマース専用商品の発売などに取り組ましました。

これらの取り組みの結果、主力ブランドの売上高は「亀田の柿の種」、「つまみ種」、「うす焼」、「ソフトサラダ」、「技のこだ割り」、「ばたばた焼」、「堅ぶつ」、「ハイハイン」が前年同四半期を上回った一方で、継続的な製品アイテム数の抑制や、前年に実施した亀田製菓設立60周年プロモーションの反動、期間限定コラボレーション商品の減少により、「ハッピーターン」、「亀田のまがりせんべい」、「手塩屋」、「揚一番」は前年同四半期を下回る結果となりました。

海外事業については、米国連結子会社であるMary's Gone Crackers, Inc.において、今後の事業拡大に備え、かねてより進めてきた生産機能の新工場への移転集約が2018年7月に完了しております。また、THAI KAMEDA CO., LTD.においては、2018年8月よりPepsiCo向けOEM供給を開始するとともに、当該プロジェクトの今後の事業拡大を見据え、LYLY KAMEDA CO., LTD.(カンボジア)を加えた2社体制で対応を進めるべく、現在、生産体制の強化に取り組んでおります。一方で、主力市場である北米における競争激化もあり、当四半期の売上高は前年同四半期を下回りました。

国内食品事業については、長期保存食の買替需要サイクルが裏期に入るなか、相次ぐ自然災害の発生に伴う食糧備蓄需要の高まりに加え、新商品アイテムの投入や販路拡大に取り組んだ結果、売上高は前年同四半期を上回りました。また、“Better For You KAMEDA”の第1弾として、心とからだを健やかにサポートする「大豆でつくったやさしいおつまみ」シリーズをテスト販売するなど、新しい提案にも着手しました。

以上の結果、売上高は74,218百万円(前年同四半期比0.4%増)となりました。

利益については、原材料価格が上昇するなか、同時に棚卸資産の水準引き下げに取り組んだ結果、第1四半期においては、一時的な生産効率低下に直面したものの、第2四半期以降は、「亀田の柿の種」を中心とした主力ブランドの販売強化が奏功し、工場稼働率が向上、効率性の改善につながりました。加えて、棚卸資産の抑制によるコスト削減効果、更には海外事業において、米国連結子会社の新工場統合効果が発現しております。これらの取り組みの結果、営業利益は3,578百万円（前年同四半期比21.6%増）となりました。

また、持分法適用関連会社であるTH FOODS, INC.からの持分法による投資利益が前年同四半期より増加した結果、経常利益は4,540百万円（前年同四半期比17.6%増）となりました。更には、米国連結子会社の工場統合に伴う一時的な費用等が発生した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は3,061百万円（前年同四半期比24.8%増）となりました。

(2) 財政状態

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における流動資産は24,434百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,036百万円増加いたしました。これは主に「現金及び預金」が552百万円、「受取手形及び売掛金」が417百万円、「その他」が275百万円それぞれ増加した一方、「商品及び製品」が307百万円減少したことによるものであります。固定資産は57,668百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,014百万円増加いたしました。これは主に「機械装置及び運搬具」が2,007百万円、有形固定資産の「その他」が1,025百万円、「投資有価証券」が682百万円それぞれ増加したことによるものであります。

この結果、総資産は、82,103百万円となり、前連結会計年度末に比べ5,051百万円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における流動負債は23,639百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,625百万円増加いたしました。これは主に「電子記録債務」が591百万円、「短期借入金」が2,972百万円それぞれ増加した一方、「未払法人税等」が574百万円減少したことによるものであります。固定負債は7,423百万円となり、前連結会計年度末に比べ609百万円減少いたしました。これは主に「長期借入金」が568百万円、「資産除去債務」が51百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、31,063百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,016百万円増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は51,040百万円となり、前連結会計年度末に比べ3,034百万円増加いたしました。これは主に「親会社株主に帰属する四半期純利益」3,061百万円および「剰余金の配当」1,054百万円により、「利益剰余金」が2,006百万円、「非支配株主持分」が897百万円それぞれ増加した一方、「其他有価証券評価差額金」が109百万円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は60.8%（前連結会計年度末は62.0%）となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態については遡及処理後の前連結会計年度末の数値で比較を行っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として、当社の株主の皆様、お客様、お得意先様、従業員、地域社会等との共存・共栄を図り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に資する者が望ましいと考えております。一方で、当社の株主の在り方については、株主は資本市場での自由な取引を通じて決まるものであり、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきものと考えております。

しかしながら、実際に資本市場で発生する株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、買収の目的等が、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が当該買付の内容を検討・判断し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための必要な時間や情報を与えることなく行われるもの、買付の対価の価額、買付の手法等が対象会社の企業価値及び株主に対して不適當なもの、対象会社と対象会社を巡るステークホルダーとの関係の悪化をもたらすおそれのあるものなど、企業価値ひいては株主共同の利益に資さないと考えられるものがあると認識しております。

当社は、このような当社の企業価値及びブランド価値ひいては株主共同の利益に反するおそれのある大規模の買付行為や買付提案等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適當ではないと考えております。

2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、次の施策を実施しております。これらの取り組みは、上記の基本方針の実現に資するものと考えております。

企業価値向上への取り組み

当社は、長期ビジョン「グローバル・フード・カンパニー」の実現を目指した「中期経営計画」を策定し、“美味しく からだに良いものを選び、食べ、楽しむ、健やかなライフスタイルへの貢献”を示す“Better For You”の観点からお客様価値を提供し、「グローバル・フード・カンパニー」の実現を追求してまいります。

2030年度には、“あられ、おせんべいの製菓業”から“Better For Youの食品業”へと進化すべく、2023年度までの長期視点で構造改革を実行し、スピードをあげて持続的な成長と企業価値の向上に取り組んでまいります。

“中期経営計画 Changing gears 2023” 戦略骨子

2023年度までの中期経営計画期間では、海外事業および国内食品事業を中心とした「事業領域の拡大」と、国内米菓事業のブランド集約、ポートフォリオ強化および製造原価改善を中心とした「コスト・収益構造の転換」、そしてそれらの取り組みを支える「経営基盤の強化」の3つを戦略の柱としております。

【中期経営計画の骨子】

「事業領域の拡大」

- ・ Mary's Gone Crackers, Inc.を核とした米国版Better For You需要の取り込み
- ・ 海外ネットワークを活かしたクロスボーダービジネスの拡大
- ・ 美味しく健康価値のある商品を提供する国内食品事業の本格展開
- ・ M&Aの実行を契機とした業容の拡大

「コスト・収益構造の転換」

- ・ ブランド集約と新商品育成によるポートフォリオ再構築
- ・ 営業改革による高効率営業体制の構築
- ・ 先進的な生産方式導入、効率化投資による製造原価率の低減

「経営基盤の強化」

- ・ グローバルガバナンス体制の強化、グローバル人材育成の加速
- ・ ESGへの取り組み強化
- ・ コーポレートラボによるイノベーション創出力の向上と、技術応用の加速

上記の施策を講じた数値目標は以下のとおりとなります。

(数値目標)

	2017年度 (実績)	2018年度 (予想)	2020年度 (計画)	2023年度 (計画)
売上高	995億円	1,020億円	1,130億円	1,300億円
営業利益	50億円	65億円	90億円	130億円
売上高営業利益率	5.0%	6.4%	8.0%	10.0%
E B I T D A	91億円	114億円	144億円	192億円
E B I T D A マージン	9.2%	11.2%	12.7%	14.8%
R O E	8.9%	10.1%	11.5%	12.0%
海外売上高比率*	25.3%	27.6%	29.2%	31.4%

* 海外売上高比率は、持分法適用会社を含む海外の総事業規模ベースであります。

数値目標に関する留意事項

数値目標に関する記述は、当社が現時点で入手可能な情報や計画策定の前提としている仮定などにもとづくものであります。実際の業績は様々な要因によって数値目標と異なる可能性があります。

コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上の取り組み

イ．当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方


当社におけるコーポレート・ガバナンスとは、企業理念にもとづき、創業以来一貫して志向してきた企業経営のあるべき姿（当社を取巻くすべての関係者との良好な関係を築き、社会の要請に応えることで事業の持続的発展と企業価値の向上を目指すこと）の実現のために、経営の透明性・公平性・計画性・迅速性を確保し、業務執行と監督が有機的に結びついて適時的確に機能させるための仕組みです。

企業理念は次のとおりです。

（創業の心）

戦後間もない食糧難の時代に「男性はどぶろくで気晴らしが出来るが、女性や子供には楽しみといえるものがない。なにか生活に喜びと潤いを届けたい」という想いから未経験の水飴づくりに挑戦しました。それが創業の心となり、亀田製菓は生まれました。

（社是）

（せいかてんどうりっき）

菓子の製造販売を業として、その道を展く、即ち製造技術、商品開発、市場開拓を始め経営諸般の研鑽に努め伸展を図ることで己を立てる。己とは会社そのものであり、会社を構成する社員個々であります。共に、社会的、経済的地位を向上させようとするのであります。

（経営理念）

1. 会社にまつわるすべての者の要望に応える
1. 会社の永劫の存続をはかる

（経営基本方針）

1. 民主経営で行く
1. 会社を私物化しない
1. 計画経営に徹する

ロ．コーポレート・ガバナンス体制と企業価値向上へ向けた取り組みの状況

当社は、グローバル化等に伴うリスクの高まりに対し健全に牽制する経営体制の構築・社外取締役による高度なモニタリングモデルの実現を図るため、自主判断により、取締役会について取締役の過半数を独立性の高い社外取締役で構成するとともに、経営監督と執行機能の役割分担を明確にし、業務執行の迅速化を図るために、執行役員制度を導入しております。さらに、監査役会設置会社として、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監査・監視機能の強化を図っております。

また、社外の有識者によるアドバイザリー・ボードを定期的開催し、事業戦略やグループ経営全般に対して、代表取締役は評価・助言を受けております。

これらの取り組みを通じて、当社は企業価値およびブランド価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を図っております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして「当社株式の大規模買付への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、当社取締役会の意見を提供し、さらには当社株主の皆様が当社取締役会の代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。

また、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性を担保するため、社外取締役及び社外監査役で構成される独立委員会を設置しております。

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じ代替案の策定を行い、公表することとします。

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会は、原則として対抗措置を講じません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守している場合であっても、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、例外的に、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性を十分検討した上で、また、必要に応じて株主総会を開催し、株主の皆様承認を得た上で、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

本プランの有効期限は3年間（2019年6月に開催される定時株主総会終結の時まで）としております。ただし、本プランは、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

なお、上記内容の詳細につきましては、当社のホームページからご覧いただくことができます。

（<https://www.kamedaseika.co.jp/>）

4. 本プランが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

株主意思を重視するものであること

本プランは、2016年6月17日開催の定時株主総会での株主の皆様のご承認により発効しており、株主の皆様のご意向が反映されたものとなっております。また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するべく本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

独立した外部専門家の意見の取得

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとしております。

デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、係る取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の任期を2年としておりますが、当該任期につきましては期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、740百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	59,251,000
計	59,251,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2018年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,318,650	22,318,650	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	22,318,650	22,318,650	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2018年10月1日～ 2018年12月31日	-	22,318	-	1,946	-	486

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2018年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2018年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,234,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,063,300	210,633	-
単元未満株式	普通株式 21,150	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,318,650	-	-
総株主の議決権	-	210,633	-

(注) 上記「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社所有の自己保有株式71株が含まれております。

【自己株式等】

2018年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
亀田製菓株式会社	新潟県新潟市江南区亀田 工業団地3丁目1番1号	1,234,200	-	1,234,200	5.53
計	-	1,234,200	-	1,234,200	5.53

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の当社所有の自己株式は、1,234,291株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.53%）であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	グループ会社・ダイバ ーシティ担当	取締役	お米研究所長	古泉 直子	2018年7月23日

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,950	4,502
受取手形及び売掛金	12,734	13,152
商品及び製品	2,152	1,845
仕掛品	663	624
原材料及び貯蔵品	3,265	3,404
その他	640	916
貸倒引当金	9	9
流動資産合計	23,398	24,434
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	13,271	13,231
機械装置及び運搬具(純額)	11,840	13,847
その他(純額)	13,948	14,974
有形固定資産合計	39,059	42,053
無形固定資産		
のれん	623	575
顧客関係資産	907	861
商標資産	737	700
技術資産	457	434
その他	1,138	1,096
無形固定資産合計	3,863	3,667
投資その他の資産		
投資有価証券	9,021	9,704
その他	1,754	2,289
貸倒引当金	45	45
投資その他の資産合計	10,731	11,948
固定資産合計	53,654	57,668
資産合計	77,052	82,103

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2018年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,333	4,117
電子記録債務	2,549	3,140
短期借入金	3,493	6,465
未払法人税等	891	317
引当金	1,889	1,475
資産除去債務	79	82
その他	7,777	8,041
流動負債合計	21,014	23,639
固定負債		
長期借入金	5,604	5,035
退職給付に係る負債	450	437
資産除去債務	222	170
その他	1,755	1,779
固定負債合計	8,032	7,423
負債合計	29,046	31,063
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,946	1,946
資本剰余金	329	329
利益剰余金	45,117	47,124
自己株式	1,898	1,898
株主資本合計	45,494	47,501
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	987	878
繰延ヘッジ損益	5	0
為替換算調整勘定	1,378	1,571
退職給付に係る調整累計額	56	3
その他の包括利益累計額合計	2,315	2,446
非支配株主持分	194	1,092
純資産合計	48,005	51,040
負債純資産合計	77,052	82,103

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位 : 百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
売上高	73,957	74,218
売上原価	43,557	42,849
売上総利益	30,399	31,369
販売費及び一般管理費	27,457	27,791
営業利益	2,942	3,578
営業外収益		
受取利息	6	4
受取配当金	40	42
持分法による投資利益	879	913
その他	123	124
営業外収益合計	1,050	1,086
営業外費用		
支払利息	59	84
その他	71	40
営業外費用合計	131	124
経常利益	3,861	4,540
特別利益		
投資有価証券売却益	-	170
特別利益合計	-	170
特別損失		
固定資産処分損	157	129
減損損失	31	-
過年度決算訂正関連費用	151	-
災害関連損失	122	-
リース解約損	-	65
工場閉鎖損失	-	155
工場閉鎖損失引当金繰入額	-	36
特別損失合計	363	387
税金等調整前四半期純利益	3,497	4,322
法人税、住民税及び事業税	828	1,016
法人税等調整額	211	245
法人税等合計	1,040	1,261
四半期純利益	2,457	3,060
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失()	4	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,452	3,061

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
四半期純利益	2,457	3,060
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	129	109
繰延ヘッジ損益	5	5
為替換算調整勘定	28	46
退職給付に係る調整額	131	52
持分法適用会社に対する持分相当額	39	260
その他の包括利益合計	277	151
四半期包括利益	2,734	3,212
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,734	3,191
非支配株主に係る四半期包括利益	0	21

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

連結の範囲の重要な変更

第1四半期連結会計期間において、LYLY KAMEDA CO., LTD.(カンボジア)を新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社および一部の連結子会社は、有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更しております。

これは、2018年度よりスタートした新中期経営計画の策定を契機に、今後の国内の設備投資については、収益が安定している主力ブランドを中心とした投資計画に見直し、減価償却方法を再検討した結果、生産設備等は、耐用年数にわたり安定的に使用することが見込まれることから、定額法により均等に費用配分を行うことが実態をより適切に反映すると判断したことによるものであります。

この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益がそれぞれ739百万円増加しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 災害関連損失

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

米国の記録的大雨により、当社の米国連結子会社において近隣ダムの決壊危機が発生し、操業を停止致しました。その際に発生した損失を特別損失に計上しております。

2 工場閉鎖損失及び工場閉鎖損失引当金繰入額

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

当社の米国連結子会社の旧工場閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を工場閉鎖損失引当金繰入額として36百万円を計上するとともに、当第3四半期連結会計期間末までに確定した損失額155百万円については工場閉鎖損失として計上しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
減価償却費	3,409百万円	3,077百万円
のれんの償却額	47	47

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月19日 定時株主総会	普通株式	590	利益剰余金	28	2017年3月31日	2017年6月20日
2017年10月31日 取締役会	普通株式	295	利益剰余金	14	2017年9月30日	2017年12月4日

(注) 2017年6月19日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、会社設立60周年記念配当5円を含んでおります。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月14日 定時株主総会	普通株式	737	利益剰余金	35	2018年3月31日	2018年6月15日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	316	利益剰余金	15	2018年9月30日	2018年12月4日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業とその他の事業を展開しておりますが、菓子の製造販売事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しいことから、菓子の製造販売事業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

当グループは、菓子の製造販売事業とその他の事業を展開しておりますが、菓子の製造販売事業以外のセグメントはいずれも重要性が乏しいことから、菓子の製造販売事業の単一セグメントとみなせるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2017年4月1日 至 2017年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)
1株当たり四半期純利益	116円32銭	145円18銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益 (百万円)	2,452	3,061
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	2,452	3,061
普通株式の期中平均株式数(千株)	21,084	21,084

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当はありません。

2 【その他】

2018年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	316百万円
1株当たりの金額	15円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2018年12月4日

(注) 2018年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年2月7日

亀田製菓株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白井 正 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている亀田製菓株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2018年10月1日から2018年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2018年4月1日から2018年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、亀田製菓株式会社及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、会社及び一部の連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、従来、主として定率法を採用していたが、第1四半期連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれておりません。